○国土交通省告示第千六十二号

空港管理規則（昭和二十七年運輸省令第四十四号）第十一条の規定に基づき、国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示（昭和四十五年運輸省告示第七十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年九月二十二日　　国土交通大臣　馬淵　澄夫

一 (四)オ中「百八十円の料金率」を「、空港における停留時間をそれぞれ次の各級に区分して順次に各料金率」に改め、「金額」の下に「の合計額」を加え、同オに次のように加える。

(a) 三時間未満の停留時間については、当該時間に対し　二百円
(b) 三時間以上二十四時間以下の停留時間については、当該時間に対し　五十円
(c) 二十四時間を超える停留時間については、二十四時間ごとに　五十円

附　則

この告示は、平成二十二年十月二十一日から施行する。

○国土交通省告示第千六十三号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年九月二十二日　　国土交通大臣　馬淵　澄夫

第二項の表小豆ＶＯＲの項中「平成６年７月21日」の次に「（平成22年11月18日から平成23年２月９日まで供用休止）」を加え、同項の次に次のように加える。

池田VOR	上欄に同じ	N34°31′E134°17′香川県小豆郡小豆島町	109.4	200	なし	ＩＤＥ	24時間	平成22年11月18日	池田ＤＭＥと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用

第四項の表花巻ＩＬＳの項中「

インナーマーカー	75	1
アウターマーカー	75	3

」を「

ＤＭＥ	991	100

」に、「花巻空港及びその周辺」を「花巻空港内」に、「平成15年10月30日から供用再開」を「平成22年10月21日から平成22年12月15日まで供用休止」に、同表美保ＩＬＳの項中「平成21年12月17日から平成22年10月20日まで供用休止」を「平成21年12月17日から23年４月６日まで供用休止」に改める。

第五項の表小豆ＤＭＥの項中「平成６年７月21日」の次に「（平成22年11月18日から平成23年２月９日まで供用休止）」を加え、同項の次に次のように加える。

池田DME	上欄に同じ	N34°31′E134°17′香川県小豆郡小豆島町	992	3	なし	ＩＤＥ	24時間	平成22年11月18日	池田ＶＯＲと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用

附　則

この告示は、平成二十二年十一月十八日から施行する。ただし、第四項の表花巻ＩＬＳの項及び同表美保ＩＬＳの項の改正規定は、同年十月二十一日から施行する。

○国土交通省告示第千六十三号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第百九十九条第二項の規定に基づき、航空交通管制業務に関する告示（昭和四十一年運輸省告示第百四十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年九月二十二日　　国土交通大臣　馬淵　澄夫

別表第二徳島飛行場の項中「８時から20時まで」を「７時から21時30分まで」に改める。

附　則

この告示は、平成二十二年十月二十一日から施行する。

資　料

国庫歳入歳出状況

財務省において各省各庁からの報告をとりまとめた平成21年度における国庫歳入歳出（歳入：平成22年７月末、歳出：平成22年５月末）の状況は、次のとおりである。

平成22年９月22日　　財　務　省

1　一　般　会　計

(1)　歳　入

単位　千円（千円未満切捨）

科　目	歳入予算額	収納済歳入額 本月分	収納済歳入額 前月までの累計	収納済歳入額 計	歳入予算額と収納済歳入額との差（△は減）	収入歩合
						%
租税及印紙収入	36,861,000,000	3,955,810,940 6,102,081,583	28,675,183,166	38,733,075,690	1,872,075,690	105.0
租　税	35,791,000,000	3,947,575,709 6,102,122,080	27,615,805,456	37,665,503,246	1,874,503,246	105.2
所得税	12,764,000,000	1,859,480,713 63,420,111	10,990,986,520	12,913,887,344	149,887,344	101.1
法人税	5,175,000,000	362,890,598 3,591,676,420	2,401,839,676	6,356,406,695	1,181,406,695	122.8
相続税	1,280,000,000	85,644,924 68,457,559	1,195,675,575	1,349,778,059	69,778,059	105.4
消費税	9,381,000,000	1,067,867,396 1,773,827,085	6,965,846,693	9,807,541,175	426,541,175	104.5
酒　税	1,420,000,000	89,145,823 111,283,693	1,216,326,417	1,416,755,934	△ 3,244,065	99.7
たばこ税	817,000,000	71,320,218 359,271	750,703,160	822,382,650	5,382,650	100.6
揮発油税	2,663,000,000	230,171,981 314,937,179	2,170,079,422	2,715,188,582	52,188,582	101.9
石油ガス税	13,000,000	964,741 974,013	10,385,184	12,323,939	△ 676,060	94.7
航空機燃料税	83,000,000	6,544,232 1,347	72,720,000	79,265,580	△ 3,734,419	95.5
石油石炭税	480,000,000	55,206,360 70,101,867	361,482,794	486,791,023	6,791,023	101.4
電源開発促進税	330,000,000	28,118,006 112	301,158,663	329,276,781	△ 723,218	99.7
自動車重量税	631,000,000	55,170,392 75,953,221	503,987,966	635,111,580	4,111,580	100.6
関　税	744,000,000	35,029,081 31,130,195	665,720,646	731,879,923	△ 12,120,076	98.3
とん税	10,000,000	21,238 —	8,830,179	8,851,418	△ 1,148,582	88.5